

# 事業概要シート

施策 0202 小・中学校教育の充実

《》の金額 補正予算要求時…当初・繰越予算の合計額  
 新年度予算要求時…当初・繰越・補正予算の合計額

事業名	中学校就学援助事業	現状維持	予算額			
			52,861	千円		
			《	49,352	千円	》
事業期間	～	財源内訳	国庫支出金	708	千円	
			県支出金			
地方債						
その他						
一般財源	52,153		千円			
根拠法令要綱等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、大村市就学援助要綱					

**【事業の目的・概要・対象】**

**1 目的・概要**  
 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等の必要な援助を行い、保護者の負担を軽減する。

※就学援助の実施主体・・・学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

**2 対象者**  
 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者  
 準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者【本市の認定基準は、生活保護基準の1.3倍以内】

**3 補助の内容(学校教育課で支給しているもの)**  
 要保護者・・・修学旅行費、医療費(う歯、中耳炎、アデノイドなど) 左記以外は保護課にて支給  
 準要保護者・学用品費(通学用品含む)、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費(う歯、中耳炎、アデノイドなど)  
 ※なお、要保護者分は国庫補助(補助率 1/2)あり。準要保護者については、平成17年度から、社会保障制度三位一体改革時に補助対象から外れた。しかしながら、本市としては従前どおり要保護基準に従って、準要保護の就学援助を行っている。

**4 準要保護の認定要件 次の①から⑦までのいずれかに該当するもの**  
 ①生活保護が停止又は廃止された。②世帯全員の住民税(市民税)が非課税である。③個人事業税、固定資産税、国民健康保険税、住民税のいずれかが減免されている。④国民年金保険料が減免中である(全額免除のみ)⑤児童扶養手当を受けている。⑥生活福祉資金を借りにしている。⑦職業安定所登録の日雇労働をしている。⑧世帯全員の収入が少ないため、生活が苦しく、学費の支払いに困っている。⑨長期療養・災害など特別な事情があって生活が苦しく学費の支払いに困っている。

**【背景】**

**【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】**  
 全ての子どもが集う場である学校を、子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

担当課	教育委員会 学校教育課	課長	江浪 俊彦
担当者	小家松 朋子	問合せ先	0957-53-4111 (内線370)

# 事業概要シート

## 【活動指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	認定者数	人	497	499	499	499	499
②							

## 【成果指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①							
②							

## 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計
事業費	26,907	38,569	49,352	52,861	52,861	52,861	273,411
国庫支出金	527	512	851	708	708	708	4,014
県支出金	56						56
地方債							0
その他	49						49
一般財源	26,275	38,057	48,501	52,153	52,153	52,153	269,292
人件費	1,508	1,554	1,654	1,654	1,654	1,654	9,679
職員(人)	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	1.20人
時間外勤務(h)	27h	50h	100h	100h	100h	100h	477h
嘱託員(人)							0.00人
フルコスト	28,415	40,123	51,006	54,515	54,515	54,515	283,090

妥当性 (市の関与)	市内の児童生徒が対象であり義務教育の円滑な実施のために必要不可欠である。
有効性 (施策貢献度)	学用品費・学校給食費・医療費等の援助に加え、クラブ活動費、PTA会費の援助を行うことで、更に保護者の負担を軽減し、教育の機会均等に貢献する。
効率性 (コスト)	国の要保護基準に従った援助施策のため見直しの余地は無い。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり

評価調整 委員会評価	
---------------	--